# 関税法施行令等の一部を改正する政令(案)参照条文目次

$\bigcirc$	$\bigcirc$	$\bigcirc$	$\bigcirc$	$\bigcirc$	$\bigcirc$
経済連携協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律施行令(平成二十六年政令第三百九十四号)(抄)10	加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(昭和四十年法律第百十二号)(抄)	会計法(昭和二十二年法律第三十五号)(抄)9	1年 へ)	関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)(抄)	関税法(昭和二十九年法律第六十一号)(抄)

### ◎ 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)(抄)

(輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類)

六十八条 用する場合において必要があるときは、契約書、仕入書その他の申告の内容を確認するために必要な書類又は当該便益を適用するた ために必要があるとき、又は関税についての条約の特別の規定による便益(これに相当する便益で政令で定めるものを含む。)を適 に必要な書類で政令で定めるものを提出させることができる。 税関長は、 第六十七条 (輸出又は輸入の許可) の規定による申告があつた場合において輸出若しくは輸入の許可の判断

(証明書類の交付及び統計の閲覧等)

第百二条 税関は、 次に掲げる事項についての統計を作成し、その閲覧を希望する者があるときは、これをその者の閲覧に供しなければならな 政令で定めるところにより、税関の事務についての証明書類の交付を請求する者があるときは、これを交付すると

一 輸出され、若しくは積み戻され、又は輸入された貨物

二·三 (省 略)

2~5 (省略)

# ◎ 関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)(抄)

輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急関税)

の千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定のマラケシュ議定書に附属する譲許表の第三十八表の日本国の譲許表に定める税 及び税率)の規定又は第二条若しくは第八条の二第一項若しくは第三項の規定にかかわらず、 おいて「発動日」という。)から当該年度の末日までの期間内に輸入されるものに課する関税の率は、 七条の三 平成七年度から平成三十年度までの各年度において、別表第一の六に掲げる物品について、当該年度中のこれらの物品 法第五条 に掲げる物品にあつては、同表に定める税率。以下この項において同じ。)及び世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一A 」という。)を超えた場合には、当該各項に掲げる物品のうちその超えることとなつた月の翌々月の初日(次項第六号及び第八項に 入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量があらかじめ財務大臣が告示する数量(以下この条及び同表において「輸入基準数量 (第七条の七及び第八条の二において「協定税率」という。) のうちいずれか低いもの (便益関税 0 規定による便益を受けない国 (その一部である地域を含む。) の生産物で輸入されるものにあつては、 (関税についての条約の特別の規定及び同 同法別表に定める税率 関税定率法第三条 (別表第一の三 (課税標準

る物品であつて当該経済連携協定の我が国以外の締約国 を強化する条約その他の国際約束であつて、その適確な実施を確保するためこの法律に基づく措置を講ずることが必要なものとして ラケシュ協定附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第二十四条860に規定する自由貿易地域を設定するため り税関長が認めたもの(以下この項及び第八項において「経済連携協定原産品」という。)に係る輸入数量及び同表の各項に掲げ合で定めるものをいう。以下同じ。)の規定に基づき当該経済連携協定の原産品とされるものであることを政令で定めるところに 措置その他貿易の自由化 地とするもの(経済連携協定原産品を除く。第八項において「締約国産物品」という。)に係る輸入数量(政令で定める日前の期 に係るものに限る。)を同表の各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量があらかじめ財務大臣が告示する数量 11 それぞれ同表に定める税率を加算した税率とする。ただし、平成三十年度においては、当該年度中の同表に掲げる物品 て「協定対象外輸入基準数量」という。)を超えた場合に限る。 .表の各項ごとに合計した輸入数量から当該年度中の当該各項に掲げる物品であつて経済連携協定 次条第 投資の円滑化等の措置を総合的に講ずることにより我が国と我が国以外の締約国との間の経済上の いて「通 |税率」という。 (固有の関税及び貿易に関する制度を有する地域を含む。以下同じ。) を原 別表 <u>ー</u>の 六に定める期間内に輸入されるも (世界貿易機関を設立 (第六項に 区 するマ 連

### 2~5 (省略)

年の ものに限る。 が めるところにより税関長が認めたもの 項及び 国以外の締約国を原産地とするもの て同じ。)に掲げる物品 一の六の各項(一三の項及び一四の項を除く。)に係る協定対象外輸入基準数量を算出する場合について準用するときは、 約国産物品に係る輸入数量を合計した数量に相当する数量を除く。 する場合について準用するときは、第四項中「別表第一の六に掲げる物品の輸入数量を同表」とあるのは「 国内消費量 別表第一の六に掲げる物品 項の規定は、第一項ただし書に規定する協定対象外輸入基準数量を算出する場合について準用する。この場合において、 〇〇三・九〇号に 四の項に掲げる物品 経済 」とあるのは 同号において同じ。)を除く。以下この項において同じ。)」と、同項第一号中「各年の国内消費量」とあるのは 上 0 別表第一の六の各項に掲げる物品であつて経済連携協定原産品に係る輸入数量及び同表の各項に掲げる物品 譲許の 連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定 「同表の一五の項」と読み替えるものとし、同表の一三の項及び一四の項に係る協定対象外輸入基準数量を 便 掲げる物品 [の輸入数量 益 『の輸入数量』とあるのは「別表第一の六の各項(一三の項及び一四の項を除く。第一号及び次項に の適用を受ける飼 の輸入数量(飼 のうち飼 (同号において「締約国産物品」という。) に係る輸入数量 (政令で定める日前の期間 (同号において「経済連携協定原産品」という。) に係る輸入数量及び当該経済連携協定の我 (経済連携協定の規定に基づき当該経済連携協定の原産品とされるものであることを政令で定 料用麦 .|料用のものをいう。以下この項において同じ。) であつてオーストラリアを原産地と 料用麦の輸入数量を除 (関税定率法別表第一○○一・九九号に 以下この項及び次項において同じ。)」と、「 (以下この項において「オーストラリア協定」という。) の 以下この項において「オー !掲げる物品 ストラリア (メスリンを除く。) 又は 別表第一の六の 産飼料用 「別表第一の六 第四 記であっ に係る 別 各 お 項

地とするもの(オーストラリア産飼料用麦及び経済連携協定原産品を除く。同号において「締約国産物品」という。)に係る輸入数 めたもの(以下この項において「経済連携協定原産品」という。)に係る輸入数量と当該経済連携協定の我が国以外の締約国を原産 じ。) 及び経済連携協定の規定に基づき当該経済連携協定の原産品とされるものであることを政令で定めるところにより税関長が認 9連携協定原産品に係る輸入数量と締約国産物品に係る輸入数量との合計数量に相当する数量を除く。)」と読み替えるものとするの六」と、同項第一号中「各年の国内消費量」とあるのは「各年の国内消費量(オーストラリア産飼料用麦に係る輸入数量及び経 (政令で定める日前の期間に係るものに限る。同号において同じ。)との合計数量を除く。 に係る輸入数量 (オーストラリア協定の効力の発生の日から一年を経過した日前の 期間に係るものに限る。 以下この項において同じ。)を別表第

それぞれ政令で定めるところにより算出するものとする。 統計の作成方法を基準として、第四項に規定する国内消費量は、政令で定める統計の数値又は当該統計の作成方法を基準として、 項及び第四項に規定する輸入数量は、関税法第百二条第一項第一号(証明書類の交付及び統計の閲覧等)の統計の数値又は当

#### 8 (省略)

(生鮮等牛肉及び冷凍牛肉に係る関税の緊急措置)

は冷凍牛肉のうち当該各号に定める期間内に輸入されるものに課する関税の率は、第二条又は第八条の二第一項若しくは第三項の規る。)(以下この条において「冷凍牛肉」という。)について、それぞれ次の各号に掲げる場合に該当する場合には、生鮮等牛肉又蔵したものに限る。)(以下この条において「生鮮等牛肉」という。)又は同表第○二・○二項に掲げる牛の肉(冷凍したものに限 |七条の五||平成七年度から平成三十年度までの各年度において、関税定率法別表第〇二・〇一項に掲げる牛の肉(生鮮のもの及び 定にかかわらず、同表に定める税率とする。

る数量とする。)に百分の百十七を乗じて得た数量としてあらかじめ財務大臣が告示する数量 入基準数量」という。)を超えた場合(平成三十年度においては、当該年度の初日から当該年度の第一四半期、 日までの生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量を合計したものの二分の一に相当する数量を下回る場合には、当該二分の一に相当す 三十年度においては、当該数量が平成十四年度及び平成十五年度における各年度の初日から同年度の当該各月の属する四半期の末 入数量が、当該年度の前年度の初日から同年度の当該各月の属する四半期の末日までの生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量 を原 当該年度の初日から当該年度の第一四半期、第二四半期及び第三四半期に属する各月の末日までの生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸 これるものであることを政令で定めるところにより税関長が認めたものに係る輸入数量と当該経済連携協定の我が国以外の締約]半期に属する各月の末日までの生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量(経済連携協定の規定に基づき当該経済連携協定の原産品 地とするもの (当該経済連携協定の原産品とされるものであることを政令で定めるところにより税関長が認めたもの (第三項において「第一号に係る輸 第二四半期及び第 一(平成

という。)から当該年度の末日まで つた月が六月、九月又は十二月であるときは、当該超えることとなつた月の翌々月の初日。同項において「第一号に係る発動日」 |数量||という。)| を超えた場合に限る。) | その超えることとなつた月の属する四半期の翌四半期の初日(その超えることとな |に百分の百十七を乗じて得た数量としてあらかじめ財務大臣が告示する数量(第三項において「第一号に係る協定対象外輸入基 )に係る輸入数量 象外輸入数量」という。)が、当該年度の前年度の初日から同年度の当該各月の属する四半期の末日までの協定対象外輸入数 (政令で定める日前の期間に係るものに限る。)との合計数量を除く。 以下この項及び第三項にお

一 当該年度中の生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量が、当該年度の前年度における生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量 ては、当該年度中の協定対象外輸入数量が、当該年度の前年度における協定対象外輸入数量に百分の百十七を乗じて得た数量とし 年度においては、当該数量が平成十四年度及び平成十五年度における各年度の生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量を合計したもの てあらかじめ財務大臣が告示する数量(同項において「第二号に係る協定対象外輸入基準数量」という。)を超えた場合に限る。 |動日」という。) から同年度の第一四半期の末日まで かじめ財務大臣が告示する数量(第三項において「第二号に係る輸入基準数量」という。)を超えた場合(平成三十年度におい 二分の一に相当する数量を下回る場合には、当該二分の一に相当する数量とする。)に百分の百十七を乗じて得た数量としてあ 当該年度の翌年度の初日(その超えることとなつた月が三月であるときは、同年度の五月一日。同項において「第二号に係る

3 2 又は第二号に係る輸入基準数量を超えた場合(平成三十年度においては、当該協定対象外輸入数量が第二号に係る協定対象外輸入基 場合(平成三十年度においては、当該年度中の協定対象外輸入数量が第一号に係る協定対象外輸入基準数量を超えた場合に限る。) 各協定対象外輸入数量)を翌月末日までに、当該年度中の生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量が第一号に係る輸入基準数量を超えた 数量を超えた場合に限る。)には、その旨及び第一号に係る発動日又は第二号に係る発動日をその超えることとなつた月の翌月末 財務大臣は、当該年度の初日から毎月末までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量(平成三十年度においては、各輸入数量第七条の三第七項の規定は、前項に規定する生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量を算出する場合について準用する。

生きている豚及び豚肉等に係る関税の緊急措置)

までに、

それぞれ官報で告示するものとする。

二九号の二に掲げる豚の肉、 |七条の六||平成七年度から平成三十年度までの各年度において、関税定率法別表第〇一〇三・九二号に掲げる豚(生きているものに 号の二、第○二○三・一二号の二、第○二○三・一九号の二、第○二○三・二一号の二、第○二○三・二二号の二及び第○二○三・ 限る。)(以下この条並びに別表第一の三の二及び第一の八において「生きている豚」という。)並びに同法別表第〇二〇三・一一 ・一一号、第○二一○・一二号、第○二一○・一九号及び第○二一○・九九号の一に掲げる豚のくず肉等並びに同表第一六○二・ 同表第〇二〇六・三〇号の二の□及び第〇二〇六・四九号の二の□に掲げる豚のくず肉、同表第〇二

の三第〇一〇三・九二号の①中「同表第一項第一号」とあるのは「同表第一項第二号」と、同表第〇二〇三・一一号の二の①中「同のうち当該各号に定める期間内に輸入されるものに課する関税の率は、第八条の二第一項又は第三項の規定にかかわらず、別表第一 表に定める税率とする 第三項第二号」と、同表第○二一○・一一号の⑴中「同表第四項第一号」とあるのは「同表第四項第二号」と読み替えて適用する同 表第二項第一号」とあるのは 二及び第一の八において「豚肉等」という。)について、次の各号に掲げる場合に該当する場合には、 六〇二・四二号の一及び第 「同表第二項第二号」と、同表第○二○三・一二号の二の⑴中「同表第三項第一号」とあるのは 一六〇二・ 四九号の二の一に掲げるハム及びベーコン等 (以下この条並びに別 生きている豚及び豚肉 表

るもの 二四半期及び第三四半期に属する各月の末日までの豚肉等の輸入数量(第八条の六第二項の譲許の便益の適用を受けるものに係る で 輸入数量及び経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受けるもの たものの三分の一に相当する数量に百分の百十九を乗じて得た数量としてあらかじめ財務大臣が告示する数量 度の前年度までの過去三年度における各年度の初日から同年度の当該各月の属する四半期の末日までの豚肉等の輸入数量を合計し 超えることとなつた月の翌々月の初日。第七項において「第一号に係る発動日」という。)から当該年度の末日まで 超えることとなつた月の属する四半期の翌四半期の初日(その超えることとなつた月が六月、九月又は十二月であるときは、 入数量」という。)が、当該年度の前年度までの過去三年度における各年度の初日から同年度の当該各月の属する四半期の末日ま 次 当該年度の初日から当該年度の第一四半期、第二四半期及び第三四半期に属する各月の末日までの豚肉等の輸入数量が、 財務大臣が告示する数量 令で定める日前の期間に係るものに限る。)との合計数量を除く。以下この項及び第七項において「第一項に係る協定対象外輸 「項及び第七条の九において「譲許適用物品」という。) に係る輸入数量と当該経済連携協定の我が国以外の締約国を原産地とす 一号に係る輸入基準数量」という。)を超えた場合 (第八条の六第二項の譲許の便益の適用を受けるものを除く。次項において「締約国産物品」という。)に係る輸入数量( 一項に係る協定対象外輸入数量を合計したものの三分の一に相当する数量に百分の百十九を乗じて得た数量としてあらかじ (第七項において「第一号に係る協定対象外輸入基準数量」という。)を超えた場合に限る。) その (平成三十年度においては、当該年度の初日から当該年度の第一四半期、第 (同項の譲許の便益の適用を受けるものを除 (第七項において「

当該年度中の豚肉等の輸入数量が、当該年度の前年度までの過去三年度における各年度の豚肉等の輸入数量を合計したもの [十九を乗じて得た数量としてあらかじめ財務大臣が告示する数量(第七項において 前年度までの過去三年度における各年度の第一項に係る協定対象外輸入数量を合計したものの三分の一に相当する数量 『入基準数量」という。)を超えた場合(平成三十年度においては、当該年度中の第 一に相当する数量に百分の百十九を乗じて得た数量としてあらかじめ財務大臣が告示する数量 )を超えた場合に限る。) 当該年度の翌年度の初日(その超えることとなつた月が三月であるときは、 おいて「第二号に係る発動日」という。) から同年度の第一四半期の末日まで 「第二号に係る協定対象外輸入基準数量」 一項に係る協定対象外輸入数量が、当該年 第七項において「第二号に係 同年度の五月一 元に百分  $\mathcal{O}$ 

2 二項の る税率とする。 ちその超えることとなつた月の翌々月の初日(以下この条において「第二項に係る発動日」という。)から当該年度の末日までの る生きている豚及び豚肉等の輸入数量(政令で定める日前の期間に係るものに限る。)との合計数量を控除した輸入数量 内に輸入されるものに課する関税の率は、第二条又は第八条の二第一項若しくは第三項の規定にかかわらず、 する数量(第五項及び第七項において「第二項に係る輸入基準数量」という。)を超えた場合には、 おいて「第二項に係る協定対象外輸入数量」という。)があらかじめ財務大臣が告示する数量(第五項において「第二項に係る協 譲許の便益の適用を受ける豚肉等の輸入数量並びに譲許適用物品である生きている豚及び豚肉等の輸入数量と締約国産物品 度から平成三十年度までの各年度におい ただし、平成三十年度においては、当該年度中の生きている豚及び豚肉等の輸入数量から当該年度中の第八条の六第 て、当該 年度中の生きている豚及び豚 肉等の 輸入数量があら 生きている豚及び豚肉等の 別表第一の八に定め かじめ財務大臣 (第七項 が 期 う で

#### 3 (省略)

対象外輸入基準数量」という。)を超えた場合に限る。

4 前二項の規定は、 輸入に係る生きている豚及び豚肉等が第二項に係る発動日又は重複期間の開始の日三二項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。

該当している場合において第二項に規定する場合に該当することとなつた場合の重複期間の開始の日に限る。)前において本邦に 向けて送り出されたものであることを政令で定めるところにより税関長が認めた場合 ( 第 項第一号又は第二号に規定する場合に

#### 一 (省 略)

- 5 る。この場合において、第二項に係る協定対象外輸入基準数量を算出する場合について準用するときは、同条第四項中「別表第一の に係る輸入数量 六に掲げる物品の輸入数量」とあるのは「第七条の六第二項に規定する生きている豚及び豚肉等の輸入数量(第八条の六第二項の譲 .係る輸入数量との合計数量に相当する数量を除く。以下この項において同じ。)」と読み替えるものとする。 第七条の三第四項の規定は、第二項に係る輸入基準数量又は第二項に係る協定対象外輸入基準数量を算出する場合について準用 約国を原産地とするもの(第八条の六第二項の譲許の便益の適用を受けるものを除く。 便益の適用を受けるものを除く。第一号において「譲許適用物品」という。)に係る輸入数量と当該経済連携協定の我が国以外の  $\mathcal{O}$ 便益の適用を受けるものに係る輸入数量並びに経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受けるもの 同項第一号中「各年の国内消費量」とあるのは「各年の国内消費量(第八条の六第二 (政令で定める日前の期間に係るものに限る。同号において同じ。)との合計数量を除く。以下この項におい びに譲許適用物品 である生きている豚及び豚肉等に係る輸入数量と締約国産物品である生きている豚及び豚肉等 同号において「締約国産物品」という。) 項の譲許の便益の適用を受ける豚肉 (同項の譲許 て同じ す
- 6 第七条の三第七項の規定は、第一項若しくは第一 ついて準用する。 二項に規定する輸入数量又は前項におい て準用する同条第四項に規定する国

#### 7 (省略)

、経済連携協定に基づく特定の貨物に係る関税の譲許の修正)

める期間。 こととなつた月の属する年度の末日までの期間 が、当該経済連携協定に定められた当該修正対象物品に係る一定の数量としてあらかじめ財務大臣が告示する数量(同項において「 に係る税率のうち最も低いものとする。 輸入基準数量」という。)を超えた場合には、当該修正対象物品のうち、その超えることとなつた月の翌々月の初日からその超える 経済連携協定に別段の定めがあるときは、その定めるところにより、政令で定める輸入数量。 おいて同じ。 .税の譲許の適用を停止し、又はその譲許を修正することができると定められた物品であつて政令で定めるものをいう。以下この条 .経済連携協定に定められた期間に係る当該物品の輸入数量が当該経済連携協定に定められた一定の数量を超えた場合に当該物品の 修正対象物品 第一号及び同項において「発動期間」という。)内に輸入されるものに課する関税の率は、次に掲げる当該修正対象物品 。)について、経済連携協定の規定に基づき、当該経済連携協定に定められた期間に係る修正対象物品の輸入数量(当 (経済連携協定において、当該経済連携協定の規定に基づき関税の (当該経済連携協定に別段の定めがあるときは、その定めるところにより、政令で定 譲許の便益の適用を受ける物品 第三項及び第四項において同じ。)

発動期間の開始の日における実行税率

当該経済連携協定が日本国について効力を生ずる日(当該経済連携協定に別段の定めがあるときは、その定めるところにより、 令で定める日)の前日における実行税率

三 当該経済連携協定に定められた税率として政令で定める税率

前項の規定は、 経済連携協定の規定に基づき、政令で定める修正対象物品については、適用しない

3 第七条の三第七項の規定は、修正対象物品の輸入数量を算出する場合について準用する。

4 えた修正対象物品についての発動期間を当該発動期間の開始の日の前日までに、それぞれ官報で告示するものとする。 量を翌月末日までに、当該年度における当該輸入数量が当該修正対象物品の輸入基準数量を超えた場合には、当該輸入基準数量を超 その年度の初日(政令で定める修正対象物品にあつては、政令で定める日)から毎月末までの修正対象物品

5 利用その他の適切な方法により公表する」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。政令で定める修正対象物品に係る前項の規定の適用については、同項中「告示する」とあるのは、 「告示し、又はインターネット

経済連携協定に基づく関税割当制度)

八条の六 を除く。)については、その譲許の便益は、当該一定の数量の範囲内において、当該物品の使用の実績及び見込みその他 経済連携協定において関税の譲許が一定の数量を限度として定められている物品で政令で定めるもの て政府が行う割当てを受けた者がその受けた数量の範囲内で輸入するものに適用する。 次項に規定する物

- 2 譲許の便益は、 貿易に関する制度を有する地域を含む。)が発給する証明書に基づき輸入国が割当てを行うこととされているものについては、そ 経済連携協定において関税の譲許が一定の数量を限度として定められている物品で政令で定めるもののうち輸出国 当該一定の数量の範囲内において、当該経済連携協定の我が国以外の締約国が発給する証明書に基づいて政府が行 (固有の関税及
- 3 (省略)

う割当てを受けた者がその受けた数量の範囲内で輸入するものに適用する。

(経済連携協定に基づく加工又は修繕のため輸出された貨物の免税)

八条の七 認を受けたときは、一年を超え税関長が指定する期間) 許可の日から一年(一年を超えることがやむを得ないと認められる理由がある場合において、 で定めるところにより、その関税を免除する。 加工又は修繕(政令で定めるものを除く。)のため本邦から経済連携協定の我が国以外の締約国に輸出され、その輸 以内に輸入される貨物については、当該経済連携協定の規定に基づき、 政令で定めるところにより税関長の承

(軽減税率等の適用手続)

第九条 (省略)

2 許の便益の適用を受けようとする者は、政令で定める手続をしなければならない。 経済連携協定において関税の譲許が特定の用途に供するものであることを要件としている物品で政令で定めるものについて、その

## 経済連携協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律(平成二十六年法律第百十二号) 抄

(主義)

0

二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

法律に基づく措置を講ずることが必要なものとして政令で定めるものをいう。 が国と我が国以外の締約国との間の経済上の連携を強化する条約その他の国際約束であって、その適確な実施を確保するためこの 条86)に規定する自由貿易地域を設定するための措置その他貿易の自由化、投資の円滑化等の措置を総合的に講ずることにより我 経済連携協定 世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第二十四

一~七 (省 略)

(情報提供等)

ずれかに該当する場合は、 ると認められる情報の提供を求められたときは、 財務大臣は、 政令で定める経済連携協定の締約国の税関当局から申告原産品が特定原産品であるか否かについての確認に資 この限りでない。 政令で定める期間内に、 その求めに応じなければならない。 ただし、次の各号のい

一~五 (省略)

2・3 (省略)

(書類の保存)

2

第五条 本邦から締約国に輸出される物品を輸出する者又は生産する者で当該物品に係る特定原産品申告書を作成した者は、 当該特定原産品申告書を当該締約国の関税の譲許の便益の適用を受けるための申告の用に供しないこととなったときは、この限りでに関する書類で政令で定めるものを、当該特定原産品申告書の作成の日から政令で定める期間、保存しなければならない。ただし、

該特定原産品誓約書に基づき作成された特定原産品申告書を当該締約国の関税の譲許の便益の適用を受けるための申告の用に供しな 原産品誓約書を作成した者は、当該物品に関する書類で政令で定めるものを、当該特定原産品誓約書の作成の日から政令で定める期本邦から第二条第六号の政令で定める経済連携協定の締約国に輸出される物品を輸出する者又は生産する者で当該物品に係る特定 いこととなったときは、この限りでない。 保存しなければならない。ただし、当該特定原産品誓約書を特定原産品申告書の作成の用に供しないこととなったとき、又は当

### ◎ 会計法(昭和二十二年法律第三十五号)(抄)

第二十九条の三 る場合においては、第三項及び第四項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない。 契約担当官及び支出負担行為担当官(以下「契約担当官等」という。)は、売買、貸借、 請負その他の契約を締結す

- 2 前項の競争に加わろうとする者に必要な資格及び同項の公告の方法その他同項の競争について必要な事項は、政令でこれを定める
- と認められる場合においては、政令の定めるところにより、指名競争に付するものとする。 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で第一項の競争に付する必要がない場合及び同項の競争に付することが不利
- 4 められる場合においては、政令の定めるところにより、随意契約によるものとする。 契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認
- 契約に係る予定価格が少額である場合その他政令で定める場合においては、第一項及び第三項の規定にかかわらず、 政令の定める

指名競争に付し又は随意契約によることができる。

第五十条 この法律施行に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

### 0 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法 (昭和四十年法律第百十二号) 抄

(指定乳製品等の輸入)

機構は、 国際約束に従つて農林水産大臣が定めて通知する数量の指定乳製品等を輸入するものとする。

2 大臣の承認を受けて、指定乳製品等を輸入することができる。 機構は、前項の規定によるほか、指定乳製品の価格が著しく騰貴し、又は騰貴するおそれがあると認められる場合には、 農林水産

### 0 経済連携協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律施行令(平成二十六年政令第三百九十四号) 沙)

(経済連携協定

(省 略)

環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定

(保存書類

第六条 第二条第一号に掲げる経済連携協定に係る法第五条第一項 区分に応じ当該各号に定める書類(その写しを含む。)とする。 (書類の保存) に規定する政令で定める書類は、次の各号に掲げる

げる者を除く。) イ及びロ又はイ及びハに掲げる書類 本邦から当該経済連携協定の締約国に輸出される物品を輸出する者で当該物品に係る特定原産品申告書を作成した者(次号に掲

法第五条第一項の物品に係る特定原産品申告書

容を確認するために必要な書類 法第五条第一 項の物品に係る契約書、 仕入書、価格表、 総部品表、 製造工程表その他の当該物品に係る特定原産品申告書の内

略)



略